

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局（出納局を含む。）		知事部局（出納局を含む。）
	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括監 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 S S P 総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 <u>さがデザイン企画監</u> 推進監 リーダー 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹、主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹、主幹及び係長（法務私学課） 人事、		部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括監 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 S S P 総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 <u>さがデザインディレクター</u> 推進監 リーダー <u>企業立地推進監</u> 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹、主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹、主幹及び

改正前			改正後		
		給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）			係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 <u>総体2024</u> 総括監 課長 推進監 <u>リーダー</u> 二 室長 教育企画監 参事 技術監 副課長 副室長 人事主幹 人事又は給与担当の <u>主幹</u> 及び係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の <u>主幹</u> 及び係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課）	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 課長 推進監 室長 教育企画監 参事 技術監 副課長 副室長 人事主幹 人事又は給与担当の <u>企画主幹</u> 、 <u>主幹</u> 及び係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の <u>企画主幹</u> 、 <u>主幹</u> 及び係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課）	
	略		略		
現地機関	略		現地機関	略	
	工業技術センター	所長 副所長		工業技術センター	所長 副所長 <u>センター長</u>
	略			略	

改正前	改正後
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び行政経営室副室長をいう。</p> <p>5～7 略</p>	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び人材育成・行政マネジメント室副室長をいう。</p> <p>5～7 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。